

加 監 公 表 第 1 号

平成 27 年 1 月 14 日

加古川市監査委員 中西 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

措 置 事 項 の 公 表

平成 26 年 12 月 15 日付加監第 353 号で行った、政務活動費の支出に関する加古川市職員措置請求の監査結果による勧告に基づき、別紙のとおり市長から措置の通知があったので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、公表します。



加議総第1283号

平成27年1月9日

加古川市監査委員 中西 一人 様

加古川市監査委員 大塚 隆史 様

加古川市長 岡田 康 様



加古川市職員措置請求の監査結果に基づく勧告に対する措置について (報告)

平成26年12月15日付加監第353号による加古川市職員措置請求の監査結果に基づく勧告に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

平成26年12月15日付加監第353号で加古川市長に、平成25年度政務活動費における、市民クラブの支出のうち、使途基準に合致しない支出部分の返還措置を講じるよう勧告がありました。

本職は、監査委員の勧告に対する措置を講じるべく、平成27年1月8日付で、旧市民クラブに対し、封筒の印刷代及び郵送料に係る支出のうち、使途基準に合致しない部分の費用相当分(支出全体の1/4)44,645円を、平成27年1月30日までに返還するよう請求しました。